

松山市長 野 志 克 仁

松山市新南クリーンセンター整備事業に係る  
環境影響評価準備書の作成及び説明会の開催について

愛媛県環境影響評価条例（平成 11 年愛媛県条例第 1 号）第 41 条第 1 項及び愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年愛媛県規則第 27 号）第 52 条の規定により読み替えて適用される（以下、本公告において同条例の各規定を読み替えて適用する。）同条例第 13 条第 1 項の規定により、次の対象事業に係る環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同条例第 15 条の規定により、次のとおり公告し、準備書を縦覧に供します。

また、同条例第 16 条第 1 項の規定により、準備書の説明会を開催するので、同条第 2 項において準用する同条例第 7 条の 2 第 2 項の規定により、併せて公告します。

なお、この準備書について、環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。

記

- 1 都市計画決定権者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 都市計画決定権者の名称 松山市
  - (2) 代表者の氏名 松山市長 野志 克仁
  - (3) 主たる事務所の所在地 愛媛県松山市二番町四丁目7番地2  
(松山市役所)
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名 称 松山市新南クリーンセンター整備事業
  - (2) 種 類 ごみ処理施設の設置の事業
  - (3) 規 模 1 日あたりの処理能力 80トン×2炉

- 3 対象事業が実施されるべき区域  
愛媛県松山市市坪西町 1000 番地 1
- 4 関係地域の範囲  
愛媛県松山市及び伊予郡松前町
- 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 縦覧場所  
愛媛県庁環境・ゼロカーボン推進課  
(愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2 第二別館 5 階)  
松山市役所清掃施設課 (愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2 別館 4 階)  
松山市南クリーンセンター  
(愛媛県松山市市坪西町 1000 番地 1 管理棟 2 階)  
松前町役場町民課 (愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地 庁舎 1 階)
  - (2) 縦覧期間  
令和 8 年 5 月 22 日 (金) から令和 8 年 6 月 22 日 (月) まで  
(土曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び  
閉庁日は除く。)
  - (3) 縦覧時間  
8 時 30 分から 17 時 00 分まで  
なお、準備書の電子版は松山市ホームページ  
([https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/kankyo/CleanCenter/shinminami\\_c.c.html](https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisetsu/kankyo/CleanCenter/shinminami_c.c.html)) において、令和 8 年 5 月 22 日 (金) から閲覧いただけます。
- 6 準備書についての意見書の提出期限及び提出先並びにその他意見書の提出に必要な事項
  - (1) 提出期限 令和 8 年 7 月 7 日 (火) まで
  - (2) 提出先 〒790-8571 愛媛県松山市二番町四丁目 7 番地 2  
松山市役所清掃施設課  
電話：089-948-6901  
Mail：seisousisetu@city.matsuyama.ehime.jp
  - (3) 提出方法 郵送 (当日消印有効)、電子メール又は縦覧場所に設置された  
意見書箱への投函による
  - (4) 意見書に記載すべき事項
    - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所 (法人その他の団体に  
あつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
    - イ 意見書の提出の対象である準備書に記載された対象事業の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

7 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和8年6月7日（日）10時～11時

令和8年6月8日（月）19時～20時

場所 松山市南クリーンセンター 管理棟3階大会議室  
（愛媛県松山市市坪西町1000番地1）

(2) 日時 令和8年6月7日（日）14時～15時

令和8年6月9日（火）19時～20時

場所 松前総合文化センター 3階視聴覚学習室  
（愛媛県伊予郡松前町筒井633）